令和8年度（2026年度）第1回

豊中市バリアフリー推進協議会　資料

令和8年度（2026年度）第1回豊中市バリアフリー推進協議会

日時：令和8年（2026年）9月4日（金）14：00～16：00
場所：地域共生センター（Web 会議併用）

次第

1. 会長あいさつ、委員紹介
2. 各部門のバリアフリー化について
3. バリアフリーマスタープランにおける届出制度の活用について
4. 当事者参画の仕組みづくりについて
5. バリアフリーマスタープランの改定について
6. アクセシブルツーリズムの取組紹介

≪ 資料一覧 ≫

【資料1】委員名簿
【資料2】市管理道路のバリアフリー化について（基盤整備課）
【資料3】府管理道路のバリアフリー化について（池田土木事務所）
【資料4】踏切道内誘導表示の設置について（基盤整備課・池田土木事務所）
【資料5】小中学校のバリアフリー化に関する事業について（施設課）
【資料6】公園のバリアフリー化について（公園みどり推進課）
【資料7】社会モデルの浸透と意識上の障壁除去「心のバリアフリー」の推進について（障害福祉課）
【資料8】公共交通のバリアフリー化について
（資料8-1,2）バリアフリーの取り組みについて（阪急電鉄株式会社）
（資料8-3）バリアフリーに関するハード・ソフト施策について（北大阪急行電鉄株式会社）
（資料8-4）バリアフリーに関する取り組みについて（大阪モノレール株式会社）
【資料9】バリアフリーマスタープランにおける届出制度の活用について（基盤整備課）
【資料10】当事者参画の仕組みづくりについて（基盤整備課）
【資料11】バリアフリーマスタープランの改定について（基盤整備課）
【資料12】JAL、J-AIR アクセシブルツーリズムについて
（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、中央大学研究開発機構、大阪大学大学院連合小児発達学研究科）
【参考1】豊中つばさ公園当事者参画でのご意見における対応内容一覧

資料1

豊中市バリアフリー推進協議会　名簿

令和8年(2026年)9月1日

No.	選出区分		所　　属		役 職	氏　名
1	委員	学識経験者	奈良女子大学	生活環境学部住環境学科	准教授	室崎（むろさき） 千重（ちえ）
2		関係団体代表	豊中市身体障害者福祉会		-	寺本（てらもと） 美代子（みよこ）
3			国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議		事務局	中田（なかた） 泰博（やすひろ）
4			特定非営利活動法人CIL豊中		-	上田（うえだ） 哲郎（てつお）
5			豊中市老人介護者(家族)の会		副会長	永田（ながた） 育生（いくお）
6			豊中市老人クラブ連合会		副会長	藤井（ふじい） 保（たもつ）
7			国際交流の会とよなか		TIFA事務局	筒井（つつい） 百合子（ゆりこ）
8			子育てサークル　ふたごさんあつまれ		-	向井（むかい） 由紀（ゆき）
9		市民	公募市民		-	井上（いのうえ） 麻里（まり）
10					-	南（みなみ） 浩男（ひろお）
11					-	冨田（とみた） 歩（あゆむ）
12		交通事業者	阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部技術部	課長	大川（おおかわ） 淳之介（じゅんのすけ）
13			大阪モノレール株式会社	運輸部業務課	調査役	玉山（どやま） 博久（ひろひさ）
14			北大阪急行電鉄株式会社	鉄道事業部施設課	課長	木村（きむら） 哲也（てつや）
15			阪急バス株式会社	営業企画部業務課	課長	吉岡（よしおか） 徹郎（てつお）
16			大阪タクシー協会 の定める代表者	阪急タクシー株式会社　営業企画室兼営業課	副室長	山本（やまもと） 秀樹（ひでき）
17		関係行政機関	大阪府池田土木事務所	建設課	課長	竹島（たけしま） 雄介（ゆうすけ）
18			大阪府豊中警察署	交通課	課長	北出（きたで） 奈穂子（なおこ）
19			大阪府豊中南警察署	交通課	課長	武林（たけばやし） 憲一（けんいち）
20		豊中市	都市基盤部	-	部長	榊原（さかきばら） 英彦（ひでひこ）
21	アドバイザー	学識経験者	近畿大学	-	名誉教授	三星（みほし） 昭宏（あきひろ）
22			追手門学院大学	地域創造学部地域創造学科	教授	石塚（いしづか） 裕子（ゆうこ）
23	オブザーバー	国	国土交通省近畿運輸局	交通政策部共生社会推進課	課長	瀬野（せの） 正和（まさかず）
24		大阪府	大阪府都市整備部	住宅建築局建築環境課	主査	瀧藤（たきふじ） 敬介（けいすけ）
25		豊中市	財務部	施設課	次長	西本（にしもと） 裕昭（ひろあき）
26			環境部	公園みどり推進課	次長	内田（うちだ） 三太郎（さんたろう）
27			都市基盤部	交通政策課	次長	中村（なかむら） 正英（まさひで）
28				基盤整備課	課長	駒井（こまい） 利明（としあき）
29			福祉部	障害福祉課	課長	森田（もりた） 麻美子（まみこ）
30				長寿社会政策課	課長	堂本（どうもと） 裕紀（ひろのり）
31				長寿安心課	課長	森本（もりもと） 亮（りょう）
32			こども未来部	こども政策課	次長	寺田（てらだ） 光一（こういち）
33			教育委員会	学校教育課	課長	小渡（おど） 豊（ゆたか）
34			都市活力部	産業振興課	主幹	荒木（あらき） 孝信（たかのぶ）
35			市民協働部	人権政策課	課長	本田（ほんだ） 光直（みつなお）
36			都市経営部	危機管理課	次長	伊藤（いとう） 洋輔（ようすけ）

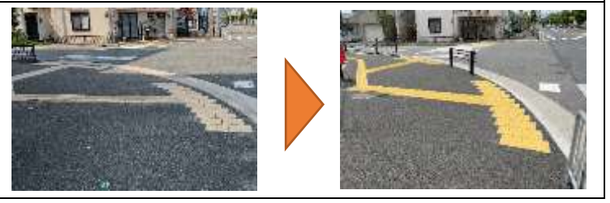
市管理道路のバリアフリー化について　基盤整備課

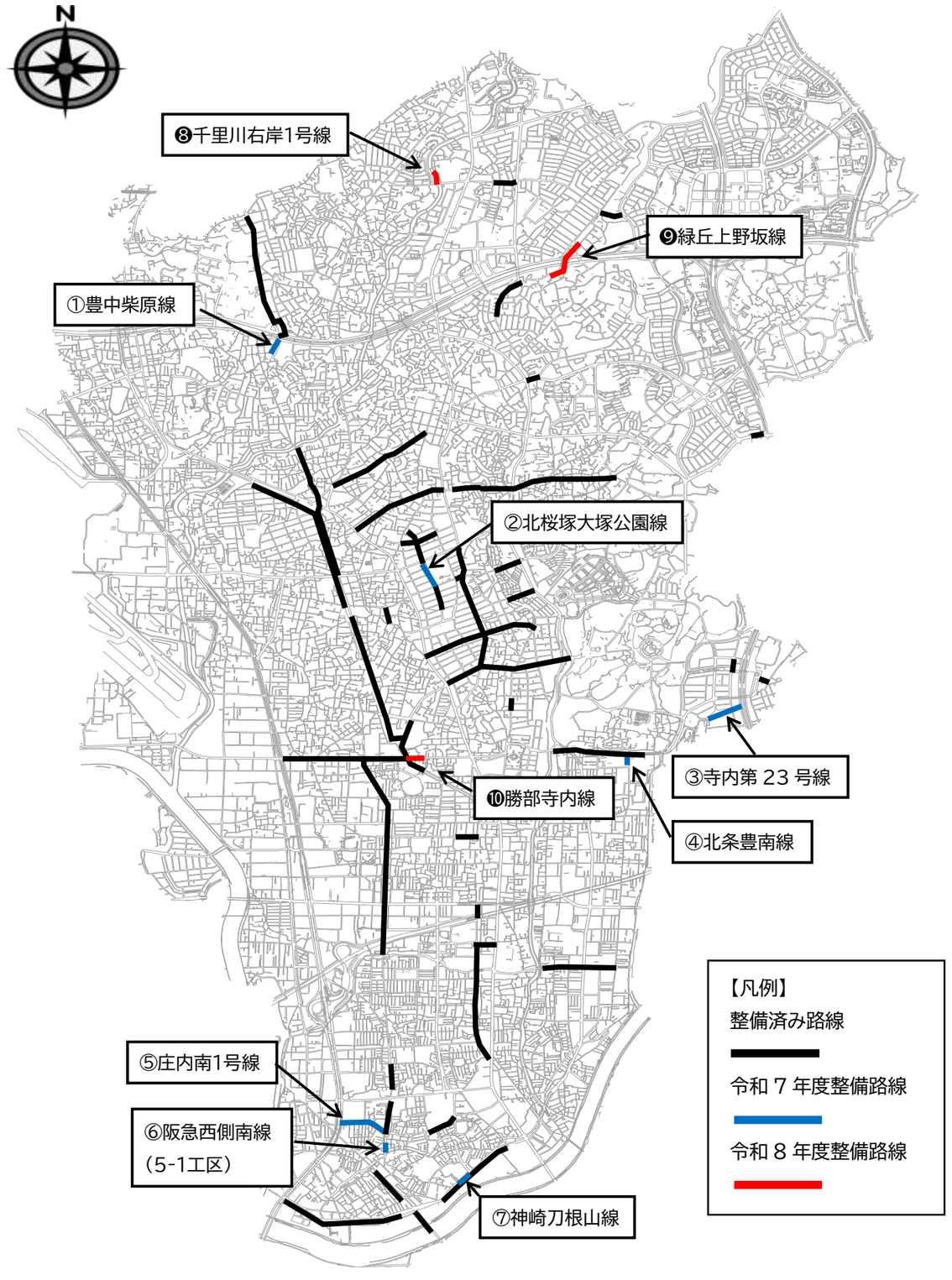
資料2-1

1.　歩道改良実施計画に基づく事業

歩道改良実施計画（令和3年度改訂版）に基づき、計画延長23km のうち約21. 7km を実施し、進捗率は約 94%となります。

【令和7年度（2025 年度）整備完了路線】

No.	路線名	整備内容	整備前後
1	豊中柴原線	・歩道拡幅 ・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
2	北桜塚大塚公園線	・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
3	寺内第23号線	・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
4	北条豊南線	・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
5	庄内南1号線	・歩道拡幅 ・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
6	阪急西側南線（5-1 工区）	・歩道拡幅･縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置 ・横断防止柵設置 ・カラー舗装	
7	神崎刀根山線	・縁石改良 ・点字ブロック設置	



市管理道路のバリアフリー化について　基盤整備課

資料2-2

2. 生活関連経路バリアフリー整備計画の策定について

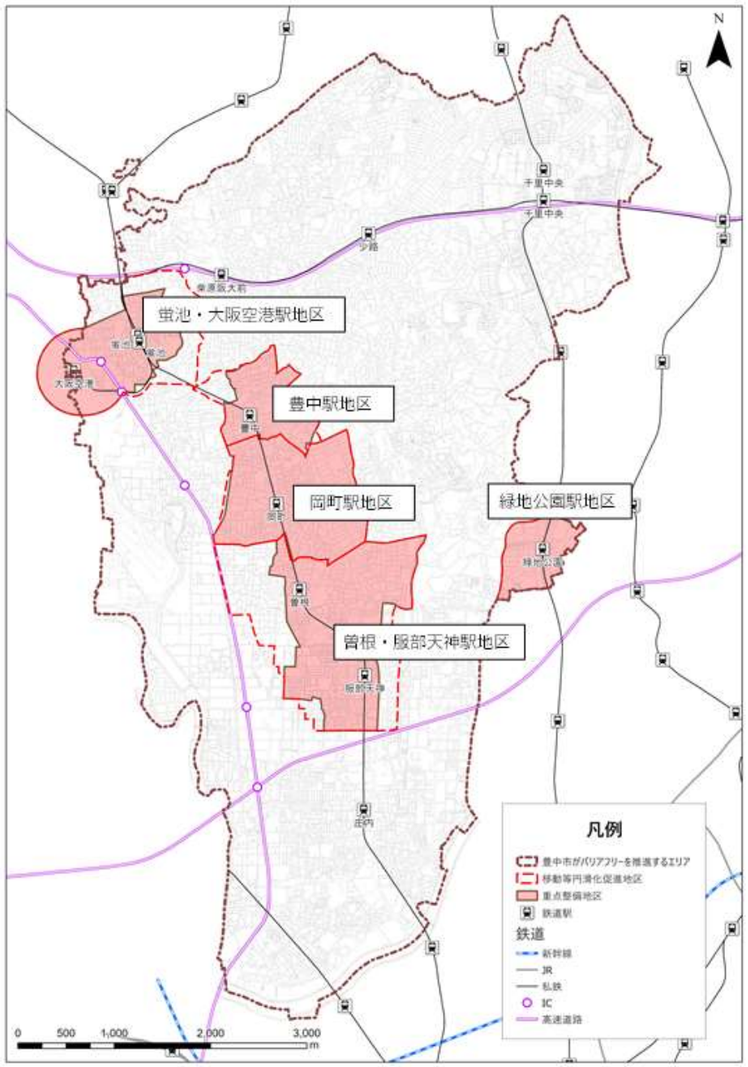
2.1 経過

令和4年(2022年)3月に策定した「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」に基づき、移動等円滑化促進地区の一部区域を対象とした「生活関連経路バリアフリー整備計画(5地区)」を令和8年(2026年)3月に策定しました。

2.2 計画の対象

対象区域は、市内9地区の移動等円滑化促進地区のうち、「緑地公園駅地区」「蛍池・大阪空港駅地区」「豊中駅地区」「岡町駅地区」「曽根・服部天神駅地区」の5地区における生活関連経路とします。

なお、「庄内駅地区」「柴原阪大前駅地区」「少路駅地区」「千里中央駅地区」の4地区の生活関連経路バリアフリー整備計画は、令和8年度に策定する予定です。



【計画対象地区】

2.3 整備計画の検討・設定

令和6年度に各地区で実施した現地調査の結果を基に、諸条件(地形条件、沿道調整、工程、費用面等)を勘案して、各路線において改良が可能な箇所について、整備内容を設定しました。

【整備内容の検討】

整備対象項目	整備の検討内容
段差	・旧基準で設置されている歩道端部の縁石など、歩行者動線上の段差が 2cm を超える箇所について、整備の検討を行う。
勾配	・縦断勾配 8%、横断勾配 2%を超える歩道について、地形的条件・歩道の形態や民地側の土地利用状況などを考慮し、整備の検討を行う。
点字ブロック(視覚障害者誘導用ブロック)	・歩道の端部・横断歩道部・バス停部等について、設置の検討を行う。 ・生活関連施設同士を結ぶ経路について、連続的な設置の検討を行う。また、生活関連経路と施設の入り口まで整備されている生活関連施設が未接続となっている箇所について、設置の検討を行う。
有効幅員	・有効幅員が 1.5m 未満の歩道について、阻害要因の解消が可能かどうか検討を行う。また、阻害要因により有効幅員が 1.0m 未満となる歩道については、バリアサインの設置の検討を行う。
歩道なし	・外側線の設置(リブ付含む)、路側帯のカラー化等について、整備の検討を行う。 ※検討の結果、整備の設定はなし。

2.4 整備スケジュール

令和 8 年(2026 年)から令和 14 年(2032 年)まで段階的に設計・工事を進めていきます。
なお、整備計画は、今後の地区の動向や財政状況などにより変更することがあります。

【整備スケジュール】

	地区名	整備内容とスケジュール 令和 8 年(2026 年) ～ 令和 14 年(2032 年)
1	蛍池・大阪空港駅	設計 工事
2	豊中駅	設計 工事
3	岡町駅	設計 工事
4	曽根・服部天神駅	設計 工事
5	緑地公園駅	設計 工事
6	庄内駅	設計 工事
7	柴原阪大前駅	設計 工事
8	少路駅	設計 工事
9	千里中央駅	設計 工事

府管理道路のバリアフリー化について

大阪府池田土木事務所

資料3

1. 歩車道境界ブロック等を改善しました（服部寿町５丁目）

壊れた歩車道境界ブロック等の改善する工事を行いました。



改善前



改善後

2. 歩道の勾配を改善しました（旭丘）

歩道の横断勾配が急な箇所において、勾配を改善する工事を行いました。



改善前



改善後

3. 踏切道内誘導表示の設置（穂積第五踏切）

踏切道内に誘導表示の設置を行いました。



改善前



改善後



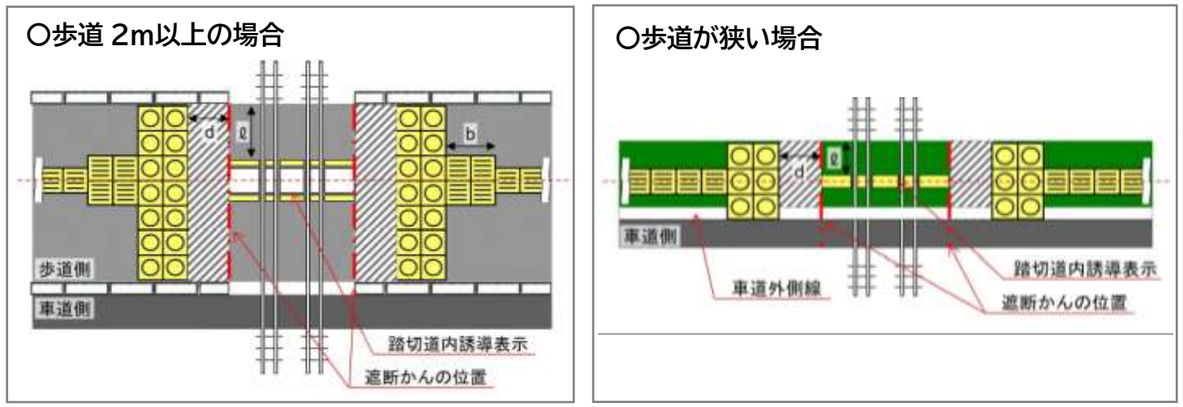
踏切道内誘導表示の設置について

基盤整備課・大阪府池田土木事務所

資料4

1. 踏切道内誘導表示の設置基準について（国ガイドライン改定）

令和6年（2024年）1月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が改定され、踏切道内誘導表示の基準が定められました。



【図１ 道路の移動等円滑化に関するガイドライン（踏切道）】

2. 踏切道内誘導表示の整備方針について

本市でも、誘導表示の設置について視覚障害の当事者視点でチェックを行ってきました。現在は、ガイドラインの改定やバリアフリーチェックシステムの結果を考慮し、踏切道内誘導表示の設置を進めています。

■これまでのバリアフリーチェックシステムの結果

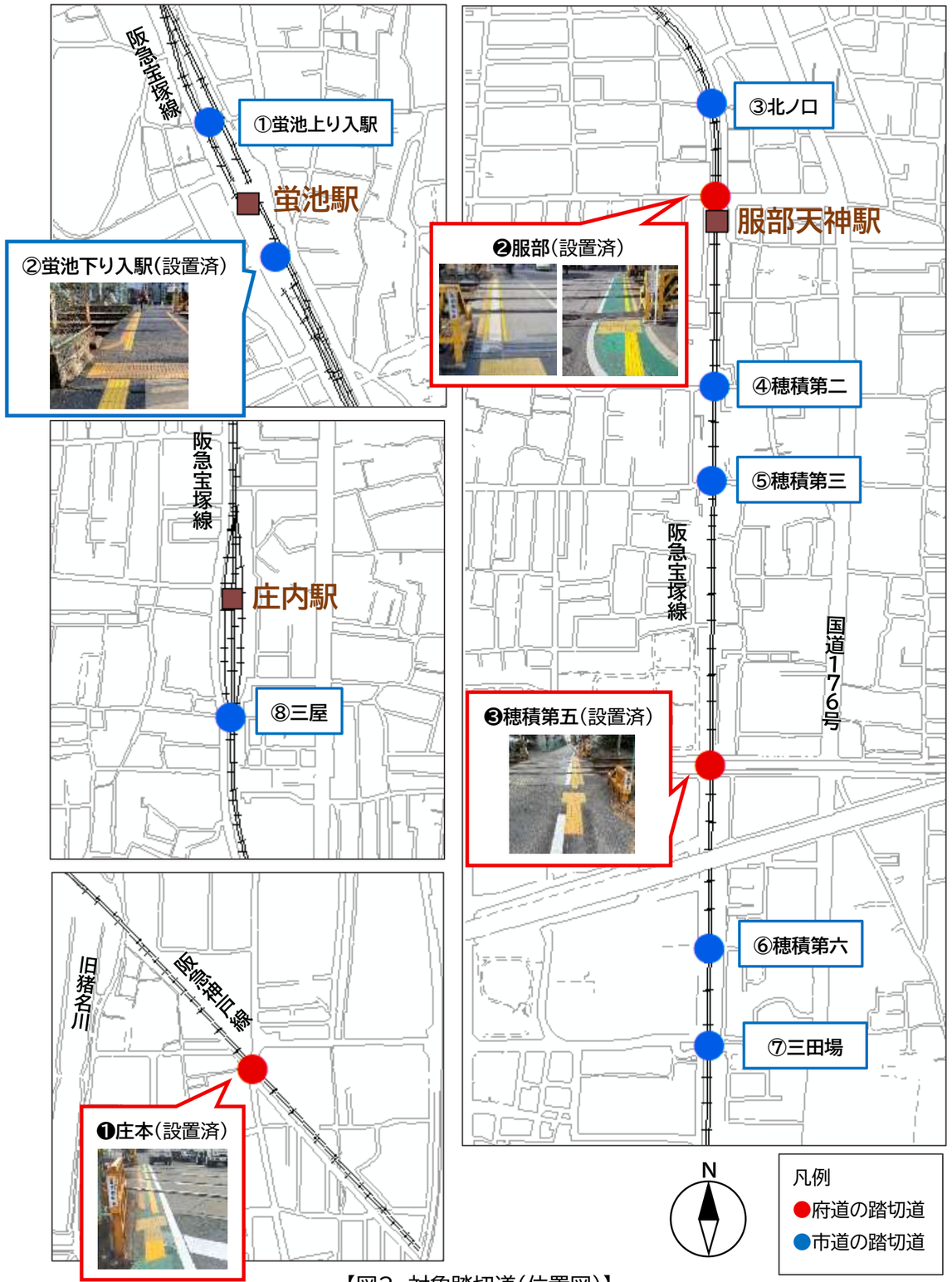
【整備方針】
- 車両通行止めの踏切や歩行空間を確保できる踏切から設置する。
- 踏切道内誘導表示は踏切端部から 20～30cm の位置に設置する。
- 片側設置とする場合、駅の近くに踏切がある場合は、最寄り駅から近い方に設置する。

【留意点】
※現場の物理的制約や維持管理条件などを考慮し、踏切ごとに条件を整理して対応する。
※歩者分離のない踏切では、新たに歩行空間を確保できる場合に設置を検討する。
（歩行空間が確保されていない状態での誘導はむしろ危険を招く可能性があるため。）

3. 今後の予定について

令和8年度（2026 年度）は、車両が通行できない踏切道又は歩行空間が確保できる踏切道のうち、残る7か所について踏切道内誘導表示を設置予定です。（図2）

歩車分離が難しい踏切道については、令和9年度（2027 年度）以降に検討を進めます。



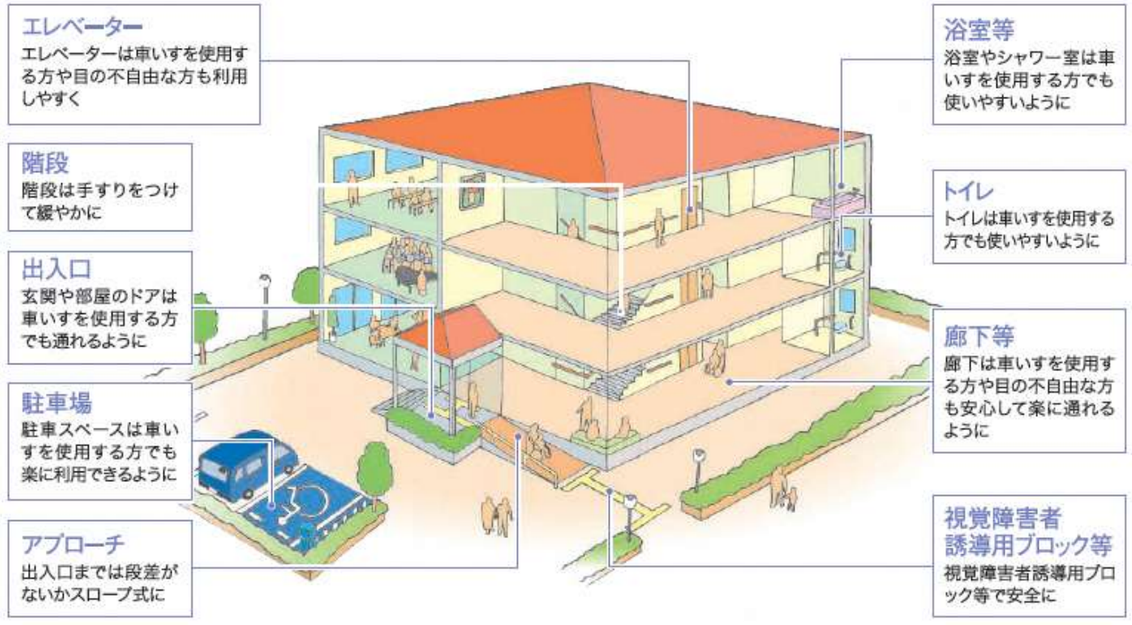
【図2 対象踏切道（位置図）】

小中学校のバリアフリー化に関する事業について　施設課

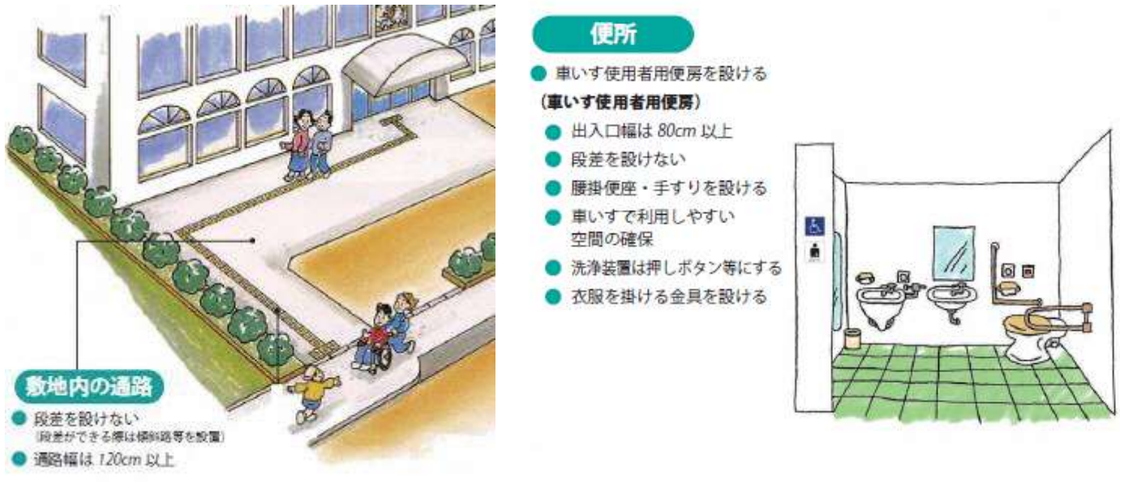
資料 5-1

1．建築物のバリアフリー基準

大阪府内において、基準適合義務の対象となる建築物を新築・増築・用途変更等をする場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要があります。なお、大阪府福祉のまちづくり条例は、建築物に関して、バリアフリー新法よりも対象用途の追加・規模の引下げ・基準の付加を行ったものです。



出典）「バリアフリー新法の解説（国土交通省・警察庁・総務省）」パンフレット



出典）「大阪府福祉のまちづくり条例」パンフレット

図. 建築物のバリアフリー化のイメージ

2. 令和7年度（2025年度）の実績

エレベーターの設置

●原田小学校、高川小学校、寺内小学校にエレベーターを設置しました



エレベーターホール（原田小）



エレベーターホール（寺内小）

車いす利用者でも使いやすい位置に操作盤を設け、背後の状況が確認できるように鏡を設置しました



エレベーターかごの内部（原田小）

校舎トイレの改修

●新田南小学校、第十二中学校、第十八中学校の校舎トイレを改修しました



バリアフリートイレの設置（新田南小）

手洗い器に手すりを設置し、車いす利用者でも使いやすいように足元の空間を確保しました



車いす対応手洗い器の設置（新田南小）

小便器1箇所に手すりを設置しました



男子小便器の改修（新田南小）

小中学校のバリアフリー化に関する事業について　施設課

資料 5-2

体育館トイレの改修

●体育館トイレを改修しました

小学校18校

大池小、原田小、新田小、北丘小、東丘小、西丘小、高川小、南丘小、泉丘小
野畑小、東豊台小、箕輪小、北条小、寺内小、緑地小、東泉丘小、北緑丘小、
新田南小

中学校7校

第四中、第八中、第十二中、第十四中、第十六中、第十七中、第十八中

南丘小学校



バリアフリートイレの設置



スロープと扉を改修し、外部出入口の段差を解消しました

外部出入口の改修

第八中学校



バリアフリートイレの設置



内部出入口の改修

3. バリアフリー化の進捗状況

校舎内のエレベーター設置やトイレ改修を進めるとともに、指定一般避難所・指定緊急避難場所となる体育館のトイレ改修を進めていきます。

令和8年(2026年)4 月 1 日時点

		小学校	中学校
エレベーター設置工事	実施数／総数	34 校/35 校	16校/16校
	実施割合	約97%	100%
校舎トイレ改修工事	実施数/総数	35 校/35 校	14校/15 校
	実施割合	約 100%	約 93%
体育館トイレ改修工事	実施数/総数	34 校/35 校	14校/15 校
	実施割合	約 97%	約 93%

4. 令和8年度(2026年度) 改修工事の予定

	小学校	中学校
校舎トイレ改修工事	—	第十六中学校
体育館トイレ改修工事	中豊島小学校	第五中学校

※令和 7 年度で小中学校のエレベーター設置工事は完了しました。
（小学校の未設置校 1 校は、今後建替えを予定している上野小学校です。）

公園のバリアフリー化について　　公園みどり推進課

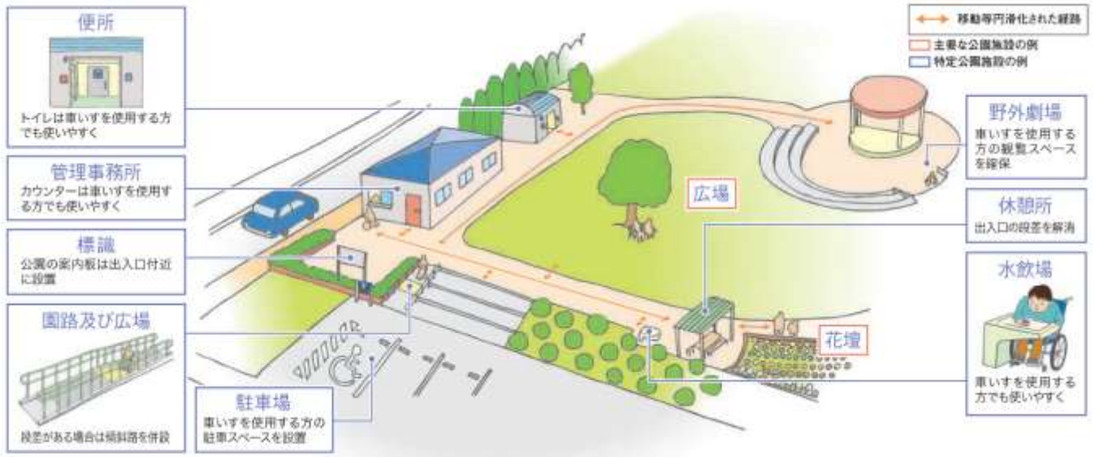
資料 6

● 公園のバリアフリー基準

都市公園において特定公園施設※1の新設・増設・改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準(都市公園移動等円滑化基準※2)に適合させなければならない。また、既設の特定公園施設に対しても、基準に適合するよう努めなければならない。

【※1特定公園施設】都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩所／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識

【※2都市公園移動等円滑化基準】園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置などについて定めた基準



出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット

図. 公園のバリアフリー化のイメージ

① 多機能トイレへの置換(平成 30 年度で終了)

いろいろな人たちが利用できるようなトイレになりました。入口や室内は車いすを利用する方が進入、転回できる広さを確保しています。


野畑公園


島江北公園


大黒町南公園

② ユニバーサルデザインタイプの水飲みへの置換

車いすを利用される方や高齢者、幼児にも使用しやすいものになりました。


庄内北公園


曽根東町1丁目公園


蛍池東公園

③ 出入口部の改善

車いすを利用する方やベビーカーを利用する方が通行しやすいよう、車止めの間隔を広くとりました。(間隔 120 ㎝以上)


曽根東町1丁目公園


柴原1丁目公園


東泉丘1丁目東公園

④ 段差解消、勾配緩和

車いすを利用する方やベビーカーを利用する方が通行しやすいよう、スロープ設置や段差解消を行いました。


庄内北公園


桜の町公園


曽根東町1丁目公園

○ 令和8年度の主な実施予定公園(観音池公園　他9公園)


段差解消


身障者対応水飲みへ置換


出入口車止め改修

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去「心のバリアフリー」の推進について　障害福祉課　資料7

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」や、豊中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）の理念である「誰もが気軽に出かけられるまちづくり」の実現のためには、市民、事業者、行政が「障害の社会モデル」について理解を深めることが重要です。

社会に存在する物理的障壁（バリア）は、誰もが公平に自由に移動できる権利として、多様な個性の人々の人権や尊厳を尊重するためにも、社会の責務として、社会環境整備を推進していかなければなりません。

また、近年の社会生活では、人と人とのコミュニケーションにおいて今まで以上に差別や偏見、無理解、無関心といった人々の意識上の障壁（バリア）を取り除き、多様な個性の人々を尊重し、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルの醸成が求められています。

これらを踏まえ、豊中市では障害の社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進について取組みを進めていきます。

「心のバリアフリー」の考え方（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画）

「心のバリアフリー」の考え方として「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。」と示され、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、以下の3点が重要であると示されています。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

障害者差別解消法　令和3年（2021年）5月改正

目的：障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること。

概要：国の行政機関・地方公共団体等、民間事業者による「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止すると共に、行政機関に対し職員対応要領の策定（本市は平成28年策定・令和7年改定）を努力義務とするなど、具体的な取り組み内容について定めている。令和3年の改正では合理的配慮の提供が事業者にも義務付けられることとなった。（令和6年4月1日施行）

※大阪府においては、令和3年4月1日より大阪府障がい者差別解消条例を改正し、事業者による合理的配慮の提供を義務化しています。

豊中市の取組み（令和7年度）

1. 啓発イベントの実施



豊中市障害者啓発活動委員会とともに啓発イベント等を実施しました。また、市内でスーパーマーケットを展開する事業者と共催するなどし、当事者や支援者はもとより、多くの市民に対して障害のある人への理解を深める啓発活動を実施しました

▶ 障害者週間啓発イベント「素のままが、ええやん！♪」（啓発パネルと障害のある人が制作した絵画や書道などの作品の展示、授産製品の販売、手話ダンスなどのステージパフォーマンスなど）、補助犬啓発イベント（市内事業者と共催）を開催

▶ 手話言語啓発クリアファイルを作成・配布（市立小学校及び義務教育学校、府立豊中支援学校小学部に在籍する１年生の児童や各啓発イベント等で配布）

2．豊中市障害者差別解消支援地域協議会の開催

市域における障害を理由とした差別の解消等を目的として、相談事例の共有や研修を実施しました。

▶代表者会議2回、実務者会議1回、相談事例部会1回

実務者会議での研修内容は、「発達障害のある当事者から学ぶ」と題して、当事者である外部講師を招聘し、障害特性や必要な配慮について学び、障害者差別解消に向けた取組みについて考えました。



＜研修資料より抜粋＞

3. 行政内部での理解促進



▶職員対応要領を改定するとともに、職員対応要領を基にした研修の実施

新規採用職員研修（2回）119人受講、係長級・技能長昇格前研修（1回）58人受講、当事者から学ぶ人権と接遇研修（1回）21人受講、庁内出前講座　1部署8人受講

▶市役所での障害者職場体験実習

実施部署：21 部署、実習人数：21 人

4. その他の啓発

▶ヘルプマーク等の配布実績　ヘルプマーク：3,122 枚　・ヘルプカード：2,301 枚

▶市内薬局でのデジタルサイネージを活用した啓発（身体障害者補助犬、ヘルプマーク）　91 か所

▶手話に関する施策の推進に関する法律の施行に伴い、同法で制定された手話の日（9月 23 日）に文化芸術センターにてライトアップを実施

▶事業者に求められる障害のある人への合理的配慮の提供義務（カスタマーハラスメント対策を講ずる際の留意点を含む）について、市ホームページにおける周知及びメールマガジン（豊中商工会議所配信：約6，600件、市産業振興課配信：435事業者）を活用した情報発信

バリアフリーの取り組みについて　阪急電鉄株式会社

資料８－１

1. ハード面の取り組み内容

①トイレリフレッシュ工事（内装の美装化）に伴う機能の分散

・令和７年度（2025年度）：庄内駅

〇改修内容：美装化に伴い、車椅子使用者用トイレに集中していた機能を
一般ブースにも分散して設置。

例）ベビーシートの新設

一般ブースでのベビーチェア、簡易オストメイトやフィッティングボードの設置

車椅子使用者用トイレでの大型シートの設置


内　観


車椅子使用者用（兼用）


一般ブース


一般ブース

・令和8年度（2026 年度）予定：なし

② 豊中駅可動式ホーム柵設置工事

・令和7年度（2025 年度）： ホーム扛上工事実施

・令和8年度（2026 年度）： 可動式ホーム柵設置（2026/7/2 初発より供用開始済）

〇工事内容

・ホームの高さを扛上することにより、車両との段差を縮小する。

・ホームの先端部分の改良、くし状ゴムの設置により車両との隙間を縮小する。

・可動式ホーム柵を設置する。

〇供用後写真


ホームの全景


ホームと車両の段差・隙間

③ 庄内駅可動式ホーム柵設置工事

・令和7年度（2025 年度）： 設計業務完了

・令和8年度（2026 年度）： ホーム補強・扛上工事実施中

〇工事内容

・ホームの高さを扛上することにより、車両との段差を縮小する。

・ホームの先端部分の改良、くし状ゴムの設置により車両との隙間を縮小する。

・可動式ホーム柵を設置する。

〇予定工期：～2028 年３月末

〇施工中写真（2026 年７月時点）


1・2 号線（宝塚方面行きホーム）


3・4 号線（大阪梅田方面行きホーム）

バリアフリーの取り組みについて　阪急電鉄株式会社

資料８－２

2. ソフト面の取り組み内容

①ユニバーサルマナー検定（鉄道）資格取得推進

累計取得者数 2,216 名（令和8年（2026年）6 月時点）

＜ユニバーサルマナー検定（鉄道）の受講風景（左：机上学習／中央・右：実地学習）＞





②インスタントシニア体験学習の実施

入社時、車掌・運転士昇格時に実施

＜インスタントシニア体験学習の風景（左：机上学習／右：実地学習）＞




③ 介助予約システムの導入

2025 年 4 月より時間・場所の制約がなく、WEB 上で事前予約が可能な介助予約システム（PA パッセンジャー）を導入しております。ご予約の際、WEB 上でご乗車予定の電車やサポート内容を入力することで、その情報が駅係員専用のアプリに自動的に連携されます。駅係員の派遣やサポートの準備等を円滑に行えることから、お客様に安心してご利用いただけることになりました。このシステムをご利用いただくことでより円滑なご利用につながるものと考えますので、選択肢としてご検討ください。

介助予約システム（Web）

➢ **お客様**が介助の事前予約に使用

駅係員専用アプリ

➢ **駅係員**が駅間での連絡に使用



⇒ 双方が連動しており、お客様からの予約が駅係員に通知される。
駅係員の承認状況はお客様にメール等で通知される。



※PA パッセンジャーに関する説明会　９月 30 日（水）13:30～15:00　@豊中市地域共生センター3階

バリアフリーに関するハード・ソフト施策について　北大阪急行電鉄株式会社

資料８－３

北大阪急行電鉄ではハード・ソフトの両面でバリアフリーを推進しています。

1. ハード施策

①　車両乗降口とホームとの段差縮小（3・5・8号車の第4ドア）

●当社線および Osaka Metro 御堂筋線においては、10 両編成のうち3・5・8号車の第4ドアの段差を可能な限り縮小し、車いすご利用のお客様が駅係員の介助を受けることなく、おひとりでもご乗降いただける環境としています（一部対象外列車（8000 形）があります）。



対象となるドア（段差縮小の案内表示があります。）



案内掲示

②　旅客案内情報装置の各種表示機能

●旅客案内情報装置は、全駅の各改札口に設置しており、通常時は企画乗車券やイベント情報の案内、マナー啓発画面を表示しています。一方、異常発生時には、災害時の緊急情報や列車の運行情報などをリアルタイムで一括配信することにより、聴覚障害のある人や外国人旅行者をはじめ、日本語に不慣れな方にも迅速な情報発信を行っています。



旅客案内情報装置の表示例（4か国語対応）

2. ソフト施策

①　「ユニバーサルマナー検定（鉄道編）」教育への移行

●昨年度まで、多様なお客様への適切な接遇・介助対応力の向上を目的として「サービス介助士」資格取得に取り組んできました。（2025年３月末時点の資格取得率は運輸従事員で100%）

●今年度からは、鉄道事業者向けに特化した教育内容をもつ「ユニバーサルマナー検定（鉄道編）／㈱ミライロ主催」に移行し、より実践的な教育により、接遇品質の向上を図ってまいります。（2026 年度中に、運輸従事員全員の教育受講を予定）

②　段差・隙間解消状況に関する情報提供

●「らくらくおでかけネット（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）」を活用し、段差・隙間解消状況に関する情報を提供しています。

③　ホームページにて駅バリアフリー施設・サービス状況提供

●エレベーター・エスカレーター、トイレ、AED、授乳室の設置やマタニティマーク配布等の状況を、駅ごとにアイコンにて一覧化しています。





当社ホームページでの掲載状況

3. その他

①　可動式ホーム柵整備（全駅設置済み）

②　ホームと電車乗降口の段差・隙間対策（全駅対策済み）

③　バリアフリートイレの整備（全駅設置済み）

バリアフリーに関する取り組みについて　大阪モノレール株式会社

資料８－４

1. ハード面の取り組み内容

（1）全駅対応のバリアフリー設備

- 車椅子対応　幅広改札機
- 点字･車椅子対応 自動券売機
- 音響案内装置･誘導ブロック
- 乗降用段差解消スロープ
- 車椅子対応トイレ
- オストメイト対応トイレ
- トイレ点字案内板
- トイレ音声案内装置
- トイレのベビーチェア設置
- AED
- 構内点字案内板









（2）バリアフリー設備一覧（**ホームページ掲載**）

駅名	エレベーター/エスカレーター		トイレ	ベビーケアルーム	AED
	地上階 - 改札階	改札階 - ホーム階			
大阪空港	↑↓ ↑↓	↑↓ ↑↓	車 オ 案内 音 ベ 乳 男 女		AED
蛍池	↑↓ ↑↓	↑↓ ↑↓	車 オ 案内 音 ベ 乳 男 女	乳	AED
柴原阪大前	↑↓ ↑↓	↑↓ ↑	車 オ 案内 音 ベ 乳 男 女		AED
少路	↑↓ ↑↓	↑↓ ↑	車 オ 案内 音 ベ 乳 男		AED
千里中央	↑	↑↓ ↑↓	車 オ 案内 音 ベ 乳 男 女	乳	AED

※大阪モノレールのホームページより豊中市内の駅のみ抜粋

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の「らくらくおでかけネット」に段差・隙間解消状況を大阪府の「大阪府バリアフリートイレマップ」にトイレのバリアフリー状況をそれぞれ情報提供を行っています。

2. ソフト面の取り組み内容

（1）サービス介助士の取得

令和７年度（2025 年度）末時点で全駅係員の取得済

令和８年度（2026 年度）も駅に新しく配属された係員に対して、取得予定

（2）耳マークの設置

全駅改札窓口に設置





（3）認知症サポーター養成講座の受講

3. その他

可動式ホーム柵整備（全駅設置済み）



バリアフリーマスタープランにおける届出制度の活用について　基盤整備課

資料9

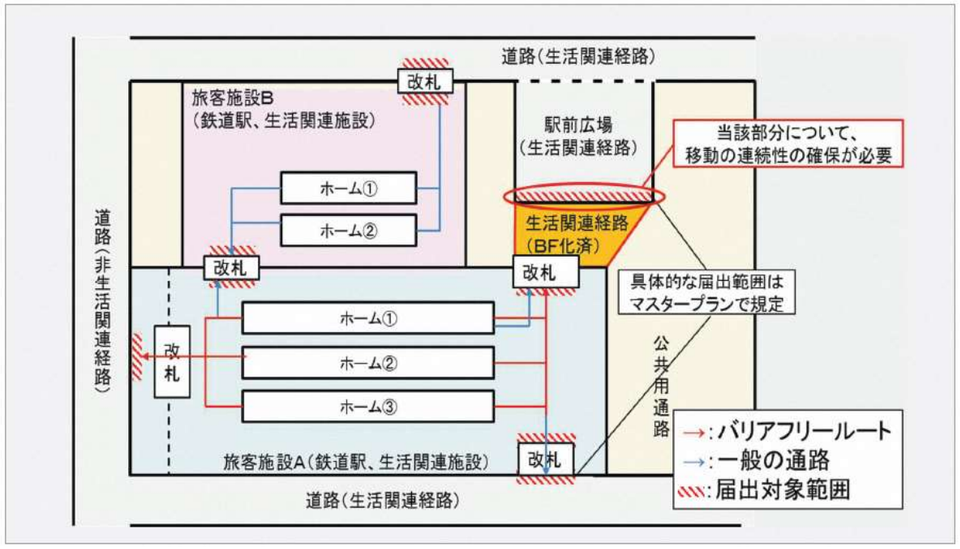
1. 届出制度について

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設や道路の改良等で、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する 30 日前までに市に届出が必要となります。市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。

この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

表　届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第 27 条）

届出施設	届出対象となる行為
生活関連旅客施設 （生活関連施設である旅客施設）	当該旅客施設と下記との間の経路又は出入口の新設又は構造若しくは配置の変更 ・他の生活関連旅客施設 ・生活関連経路である道路法による道路 ・生活関連経路である通路等（上記道路を除く）
道路 （生活関連経路である道路法による道路）	下記に接する道路の新設、改築又は修繕 ・生活関連旅客施設の出入口 ・生活関連旅客施設に接する生活関連経路である通路等（道路以外）



【届出制度のイメージ】

2.届出制度の活用について

表　届出制度の対象となる旅客施設及び道路とその範囲

地　区	届出の対象となる施設		届出の範囲 （接続部分）
	旅客施設	道　路	
曽根・服部天神駅地区	服部天神駅	（市道）服部元町第 14 号線	駅と道路

【事業者】阪急設計コンサルタント株式会社
【届出日】令和 6 年（2024 年）8 月
【内容】旅客施設の経路の構造の変更（服部天神駅前広場と併せての整備）



整備前



整備後

【服部天神駅　梅田方面改札口前】

当事者参画の仕組みづくりについて

基盤整備課

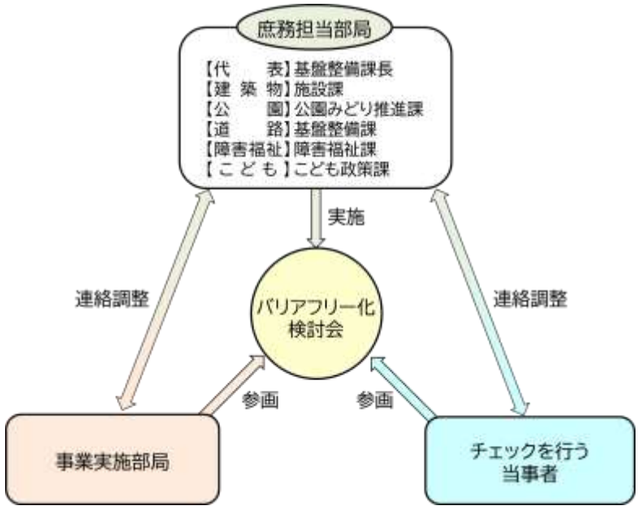
資料 10

1.「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(国土交通省 R7.5)」について

令和7年(2025年)5月、国土交通省は「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を公表し、建築物等の計画・設計段階から当事者の意見を反映することの重要性を示しました。また、ワークショップ、現地での確認、アンケート・ヒアリング、説明会など、事業の特性や進捗段階に応じて複数の参画手法を組み合わせることが有効とされています。

2. バリアフリー化検討会の設置について

本市でも上記の考え方を踏まえ、施設の整備にあたり、あらかじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー法令基準を補完するユニバーサルデザイン(UD)化を指向した整備を推進するため、事業に着手する前の計画段階等から多様な当事者意見を聴取する仕組みとして、バリアフリー化検討会の設置を検討しています。



【検討会の進め方(イメージ図)】

ガイドラインの考え方を踏まえ、現在整備を進めている原田緑地(豊中つばさ公園ma-zika)において、当事者参画の仕組みづくりに向けた実証を行いました。

障害当事者等を対象とした説明会方式による意見聴取では、事業内容や設計図面を確認しながら意見交換を行い、利用者の視点から施設計画に関する様々な意見を伺いました。

また子育て世代を対象としたアンケートでは、現地での紙アンケート及びウェブアンケートを実施し、113 件の回答を得ることで、公園利用者のニーズや課題を把握しました。

※いただいたご意見のうち、前回時点で対応方針が未定であった事項について、対応の方向性を【参考資料 1】に記載しております。

今後は、障害のある人、高齢者、子育て世代、外国籍の方など、より幅広い利用者の意見を反映できるよう、当事者参画の対象や手法を整理し、施設整備における継続的な仕組みとして運用できるよう検討を進めます。

3. 建築プロジェクトの当事者参画推進セミナーについて

令和 8 年(2026 年)6 月 26 日、本市地域共生センターにおいて、「第 2 回建築プロジェクトの当事者参画を推進するTOJISHA-UDプラットフォーム主催セミナー in 豊中」が開催されました。

本市は、誰もが暮らしやすいバリアフリー環境の実現には当事者参画が不可欠であるとの開催趣旨に賛同し、後援するとともに、「バリアフリーチェックシステム」などの取組事例について報告を行いました。

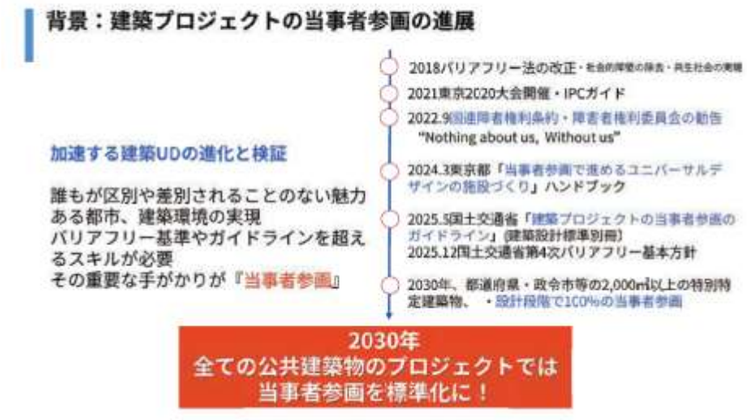
また、本協議会からは、室﨑会長、三星アドバイザー、石塚アドバイザー、上田委員、中田委員がシンポジウムや全体討論に参加し、大阪・関西地域の当事者、事業者、地方公共団体とともに、建築プロジェクト等における当事者参画の推進に向けた情報共有および意見交換を行いました。





・TOJISHA-UD プラットフォームとは

主催の「TOJISHA-UD プラットフォーム」は、国土交通省が発出した「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」の普及・支援を目的として、日本福祉のまちづくり学会、日本建築士会連合、DPI日本会議、日本視覚障害者団体連合が連携し、設立された組織で、当事者・設計者・行政等への当事者参画相談事業や人材育成・確保、好事例の収集・発信を主な活動としています。



バリアフリーマスタープランの改定について　基盤整備課

資料11

1. 豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)について

平成18年(2016年)に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)」が制定されました。その後平成30年(2018年)に「バリアフリー法」が改正され、市町村は「移動等円滑化促進方針」を作成することと定められました。

本市でも、面的・一体的な取組みを推進するため、「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を策定し、令和 4 年度(2022 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までを計画期間として取組みを進めています。

ハートビル法(平成 6 年)
建築物等のバリアフリー化

交通バリアフリー法(平成 12 年)
旅客施設、道路等のバリアフリー化

統合・拡充

バリアフリー法(平成 18 年)
ハード・ソフト両面の施策を充実、高齢者、障害のある人等を含めた
全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現

改正

改正バリアフリー法(平成 30 年・令和 2 年)

① 基本理念
- 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を法の理念として明確化

② 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
- 貸切バス・遊覧船等について法の適用対象に追加
- 各施設設置管理者について情報提供の努力義務化
- 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進

③ 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
- 市町村が、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度を創設
- 基本構想、マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例制度を創設

④ 「心のバリアフリー」の推進、当事者による評価等
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害のある人等に対する支援(鉄軌道駅利用者による声かけ等)を明記
- 国が高齢者、障害のある人等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

2. バリアフリーマスタープランの改定について

現マスタープランの計画期間は令和9年度(2027年度)までであることから、令和10年度(2028年度)を始期とするマスタープランの改定を行います。

今年度は、バリアフリーに関する市民の意向を把握するためアンケート調査を実施し、改定における参考資料とします。

・アンケート実施時期
　令和8年(2026年)9月頃(予定)

・今後のスケジュール

【バリアフリー推進協議会】	【マスタープラン更新業務】
令和8年度第1回協議会 令和8年(2026年)9月4日	
	アンケート調査 令和8年(2026年)9月頃(予定) ※別途多様な当事者を対象としたアンケート調査を実施予定
令和8年度第2回協議会 令和9年(2027年)2月下旬(予定)	
	試案の作成
令和9年度第1回協議会 令和9年(2027年)9月(予定)	
	関係団体ヒアリング
	素案の作成
令和9年度第2回協議会 令和9年(2027年)12月(予定)	
	市民意見募集(パブリックコメント)
令和9年度第3回協議会 令和10年(2028年)2月(予定)	
	バリアフリーマスタープラン改定 令和10年(2028年)3月(予定)

JAL、J-AIR アクセシブルツーリズムについて　（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、中央大学研究開発機構、大阪大学大学院連合小児発達学研究科

資料 12

1. 実施概要

自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如多動症（ADHD）などの発達障害のある人々を対象に、訓練施設、実空港、ツアーを組み合わせた「段階的搭乗体験プログラム」を構築。産学と当事者らが連携する共創型モデルにより、航空旅行における合理的配慮のあり方を科学的に検証・実践を行っている。

【航空旅行における課題】

・発達障害のある人は、空港の混雑、複雑な手続き、保安検査、機内環境など、予測しにくい状況に不安や負担を感じやすい場合がある。
・「飛行機に乗りたいが不安で利用できない」「何が起こるかわからず旅行を諦めている」といった声がある。
・身体的なバリアへの対応に比べ、発達障害のある人の航空利用に関する合理的配慮の知見は、まだ十分に蓄積されていない。

【実施目的】

施設整備だけでなく、事前に流れを理解し、安心して体験できる支援体制を整えることを目的としている。

2. 実施期間

実施年度	実施日	実施内容	参加人数
2022 年	9 月 4 日 9 月 22 日 10 月 12 日～13 日	・模擬訓練　（羽田） ・実機搭乗体験（羽田） ・ツアー　（山形）	16 組　40 名 11 組　25 名 4 組　8 名
2023 年	9 月 3 日 10 月 17 日 10 月 29 日～30 日	・模擬訓練　（伊丹） ・実機搭乗体験（伊丹） ・ツアー　（山形）	23 組　58 名 16 組　46 名 4 組　13 名
2024 年	6 月 23 日・29 日、9 月 28 日 9 月 7 日・14 日 10 月 5 日・19 日・26 日	・模擬訓練　（伊丹） ・実機搭乗体験（伊丹）	29 組　69 名 30 組　71 名
2025 年	6 月 28 日 8 月 30 日、9 月 7 日・21 日 7 月 12 日・26 日、9 月 27 日 10 月 4 日・18 日 1 月 18 日～19 日	・模擬訓練　（伊丹） ・実機搭乗体験（伊丹） ・ツアー　（長崎）	16 組　48 名 16 組　48 名 6 組 15 名

【2026 年度以降も継続的に実施予定】

3. 実施内容

ASD や ADHD 等のある方が抱く「予測困難な状況への不安」に着目し、感覚過敏や認知特性に配慮した独自の行程を構築した。

STEP1　模擬訓練

空港にある模擬訓練施設での搭乗体験





STEP2　搭乗体験

手荷物検査や実機での搭乗体験




STEP3　ツアー

航空機を使用した旅行体験

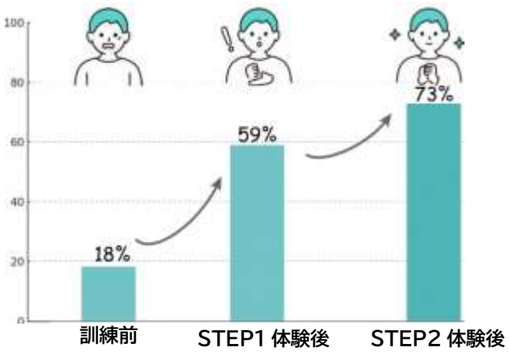





4. 参加者の意識の変化

【飛行機を利用できるという気持ちの変化】

ステップ 1（訓練施設）、ステップ 2（実機）、ステップ 3（実ツアー）と段階を踏むことで、飛行機利用への自信が 18%から 73%へと劇的に向上した。



5. 空港スタッフの気づき

・引き金（トリガー）の認識
・状況に応じた支援　～パニックになった際にどういった対応が有効か～
・視覚支援ツールの準備

将来性

・インクルーシブモビリティの実現
・標準化への期待

継続性

・継続的な改善サイクル
・社内フィードバック体制



【参考1】豊中つばさ公園当事者参画でのご意見における対応内容一覧（未回答分）

令和8年8月4日時点

	No.	指摘事項	対応内容
障害当事者の方からのご意見（令和7年2月14日）	1	最寄りの公共交通機関となるバス停からは点字ブロックを連続的に設置されたい。	バス停からの動線に点字ブロックを設置する方向で調整します。
	2	障害者用駐車区画とは別に、建物に近い位置に、広い区画を必要としないが、移動に配慮が必要な方に向けた区画（ゆずりあい駐車区画）があればよい。	ゆずりあい駐車区画を設けます。
	3	発達障害、認知症、外国人でも理解しやすいよう文字情報だけでなく、ピクトグラムによる効果的な情報案内をしてほしい。	必要に応じてピクトグラムを用いる等、発達障害、認知症、外国人でも理解しやすいよう工夫いたします。
	4	情報案内設備では伊丹空港の歴史なども発信し、子どもたちが学べるようにしてほしい。	情報案内設備（デジタルサイネージ）を設置し、飛行機観賞をより楽しめる情報発信を検討します。
子育てアンケートでのご意見（令和7年12月12日～12月22日）	5	ベンチや日よけといった休憩施設が不足していると感じる。	大屋根を設置するほか、ベンチやパーゴラ（日よけ）を園内各所に設置します。
	6	ベビーカーでも通行しやすい園路になると良い。	勾配や幅員等の基準を満たした、段差のないバリアフリーの園路を整備します。
	7	子供のオムツ替えスペースがとても使いやすく大変ありがたかった。	2期エリアでも、大型ベットを備えた乳幼児連れの方でも利用しやすバリアフリートイレを設置します。
	8	トイレが綺麗で、飛行機も近くで見えてとても満足だった。	
	9	障害のあるこどもたちにも過ごしやすい場所になってほしい。	園路やトイレ等の各施設はバリアフリー対応の整備を行うほか、インクルーシブな要素を取り入れた遊具を設置します。
	10	知育遊具やインクルーシブ遊具があると良い。	考えて遊べる要素やインクルーシブな要素を取り入れた遊具を設置します。
	11	飲食できる場所がほしい。	カフェの設置を予定しているほか、キッチンカ―が来るイベントも企画予定です。
	12	飛行機の情報発信（時刻表、機体紹介等）があると良い。	情報案内設備（デジタルサイネージ）を設置し、飛行機観賞をより楽しめる情報発信を検討します。
	13	駐車場の出入り口を増やしてほしい。	2期開園に合わせ、駐車場の入口を1つ増やします。
	14	スライダー系の遊具がほしい。	スライダー系の遊具を設置します。
	15	水遊びができると良い。	水遊びができるイベント等の企画を検討します。
	16	飛行機観賞ができる2階が寒いので、風よけなどがあれば良い。	施設の特性上、風よけ等を増設することは難しいです。ご理解の程よろしくお願いいたします。